

4 御家族の不安・心配に対応する身近な相談・支援機関の役割

乳幼児期～学齢期における「発達障害の相談・支援に対応する機関」の役割について紹介します。

【発達障害とは】（「発達障害の理解と支援のための基本ガイド」群馬県発達障害者支援センターより）

「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と、発達障害者支援法の中で定義されています。その基本的な特性は、生涯にわたって継続しますが、特性はその人ごとに様々なため、本人や周囲が、早めに特性を理解し、適切に対応することにより、二次的な問題（不登校、ひきこもり、非行、うつ、強迫症状等の精神症状など）の発生を防ぎ、学校・職場等の社会生活における適応力が向上し、さらにはその能力を十分に発揮することも可能となります。

【県ホームページ（障害政策課）】

発達障害の理解と支援のための基本ガイド

(<https://www.pref.gunma.jp/page/19789.html>)



(1) 乳幼児期

日本では母子保健法で定められた健診制度があります。子どもの発達、発育状態を確認するとともに、保護者のフォローも欠かせません。どのように健診や支援、連携が行われているのか、ある市の事例で紹介합니다。

① 早く「気づく」ために「観察」する

《保健センターの役割》

保健センターの母子保健分野では、妊娠期から出産・子育て、家庭のこと等、家庭訪問や健康相談・健康教育・子育て支援事業等を通して、切れ目なく支援を行っています。その中で、保護者からの疑問や心配事・困っていることに対して、保健師をはじめとする専門職が保護者から詳しく話を伺い、子どもへの対応方法について出来ることを一緒に考え、アドバイスをしています。

また、乳幼児健康診査では、問診や医師の診察等にて子どもの発育や発達の状態を把握し、健康増進や疾病の早期発見・早期治療、早期療育につなげるために、保護者に必要な情報提供をするとともに、具体的なかわり方を伝え、その後も経過観察していきます。

1歳6か月児健康診査

- 1 健診票（医師会と協議作成）
チェック項目を選定し独自にシート等を作成
- 2 主な問診内容
 - ・運動面
 - ・言語・表出（量と質）
 - ・社会性（含視・共同注意など）
 - ・保護者の心配や困り感
- 3 診断（医師会で診断基準）
 - ・言語については4語以下は精検→主治医へ
- 4 事後フォロー（基準マニュアル作成）



3歳児健康診査

- 1 健診票（医師会と協議作成）
確認項目を選定し独自にシート等を作成
- 2 主な問診内容
 - ・運動面
 - ・言語（会話の成立 など）
 - ・社会性（機能的遊び 同年代とのコミュニケーションなど）
 - ・保護者の心配事や困り感
- 3 眼・耳アンケート
- 4 尿検査
- 5 屈折検査
- 6 診断（医師会で診断基準）
- 7 事後フォロー（基準マニュアル作成）

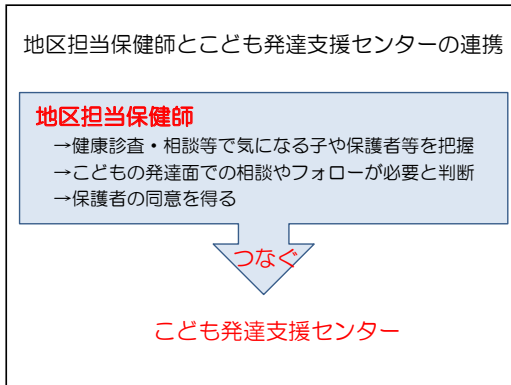


《こども発達支援センターの役割》

こども発達支援センターでは、発達障害等がある子どもを含めた子どもの発達に関する支援及び良好な親子関係の構築を図る上で必要な早期療育支援（あそびの教室）や運動発達支援、相談支援事業を行い、継続的な相談、情報提供及び助言を行っています。

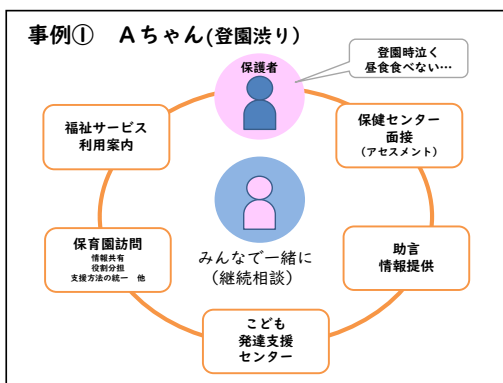
また、保護者支援として保護者の心理相談やペアレント・トレーニング、保護者の会等を行いさらに子どもが通っている園所や学校等に訪問し、子どもの行動観察及び関係者の相談に応じ、情報提供をするとともに助言を行っています。

子どもは環境との相互作用によって成長・発達していくため、子どもだけでなく人的環境の支援や物的環境も整えるための支援を行っています。



【保健センターと子ども発達支援センターの連携】

保健師は、健康診査等で保護者から“集団行動ができない”“言葉が遅いと思う”という相談や気になる子どもに心理相談を紹介します。その後のフォローで保護者と面談し、「あそびの教室」を利用するため、子ども発達支援センターに繋がります。あそびの教室では子どもの発達等のアセスメントを行い、子どもに合った支援計画について保護者と共に考えていきます。



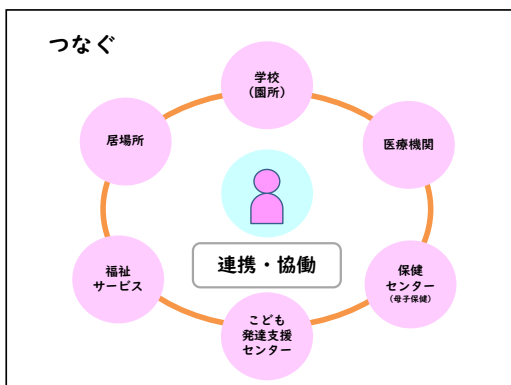
■ 事例1 Aちゃん(2歳)

入園当初から泣きながら登園、水分も昼食も摂らず、昼寝もしないで降園まで泣き続ける状況が数か月続きました。

園から保護者に子どもの様子を伝えられ、早めの迎えと家族が休みの時は自宅保育等を提示されたため、このままでは仕事等に支障をきたすと保健センターに相談がありました。

保護者から「園での様子がよくわからない」と言われたので、保健師は子ども発達支援センターに繋がりました。担当が園を訪問しAちゃんの観察と保護者との情報共有を助言しました。

その後、保健師は保護者にAちゃんへの対応を助言するとともに、親子で小集団での活動体験と、子どもの特性の理解と保護者同士の情報交換ができる県の早期療育事業「つぼみの部屋」を紹介し、Aちゃん親子は定期的に土曜日に利用しています。



【支援者同士の連携に向けて】

まずは、子どもへ支援をしている各関係機関の支援者同士が、顔の見えるつながりを作ることが大切になります。

そして、互いを知り、信頼関係を作り、気軽に連絡が取りあえ、情報交換や相談し合える関係を作っておくことが、子どもを支援していく上で必要となってくると思います。

② 本人の持つ能力を伸ばすために福祉サービスを利用する

【障害福祉サービス利用までの流れ】

- 1 サービス利用申請
- 2 認定調査
- 3 障害児支援利用計画案の提出
- 4 サービスの支給決定
- 5 サービス提供事業所との契約
- 6 サービス利用開始

市町村が実施する認定調査の結果、福祉サービスの利用が必要と認められる場合、児童発達支援事業所・センター等の利用が可能となります。

専門的な療育（発達支援）を受けることで、できることを増やし、隠れている力を引き出すことができると言われています。そのため児童発達支援事業所・センター等では個別に支援計画を作成し、より良い支援を受けられるようにしています。小学生以上は放課後等デイサービスの対象となります。

《保健センターから児童発達支援事業所・センターへつなぐ》

■ 事例2 Bちゃん（2歳10か月）

前住所の1歳6か月児健康診査で「ことばの遅れ」があると、保護者の同意のもと情報提供がありました。Bちゃんと保護者との面談後、発達相談やあそびの教室に参加しました。

しかし、ことばの伸びはなく、人見知りの強さもあり、部屋には入れず、廊下で過ごしていました。発語・理解ともにゆっくりで警戒心も強いため、継続して安心できる場所に通い、専門職にBちゃんのペースに寄り添った対応をしてもらうことで人や場所に少しずつ慣れ、人とのやり取りを楽しんでもらえるように考えて、児童発達支援事業所を案内しました。

■ 事例3 Cちゃん（3歳10か月：2歳児クラス）

3歳児健康診査受診後に、新規場面や集団活動が苦手ということで、こども発達支援センターのあそびの教室に参加し始めましたが、一斉活動は難しく発語は単語のみ、個別の声かけにも反応がありませんでした。保護者から育児面での大変さは聞かれましたが、発達を心配する話がなかったため、教室での様子を共有しながら療育の必要性を伝えました。保護者は「進級後、園の先生と相談したうえで療育は検討したい。」との考えだったので、進級6か月後に保健師が様子を聞いたところ必要性を感じてきたと話されました。その後、児童発達支援事業所を見学、利用開始となりました。

■ 事例4 Dちゃん（2歳6か月）

2歳児歯科健診に母と祖母で来所、祖母は「ことばの遅れや動きの激しさ」を心配していました。母親は幼稚園で療育の話がされたが理解できていない様子でした。心理士が母親の気持ちを整理しながら療育の必要性を話す理解されたので、児童発達支援事業所の利用を開始しました。

母親の仕事や体調、生活面を心配する祖母からの相談を受けて保健師が定期的に家庭を訪問し、療育の様子や母親の心身状態を把握しながら相談支援事業所等と情報を共有しています。また、保健師が支援事業所のモニタリング調査にも同席し、支援計画について共通理解をしながらそれぞれの役割を通じた支援を継続しています。

③ 幼児期の療育

《児童発達支援センターの役割》

児童発達支援センター「つくし園」（高崎市）園長・秋松宗雄先生にお話をお聞きしました。

療育を必要としている園を訪問して、対象児童のコミュニケーション、社会性及び食事や排泄等の日常生活動作の習得のための取り組みを支援しています。「家庭とは違う生活の場」で見えてくる課題について具体的な目標を設定し、支援を通じて子どもにとって分かりやすい進め方はどういうものか、どのようにすると保護者が取り組み易いかを考えます。

また、保護者に子どもの特徴の理解を進めてもらう上で、「できるようになる」ことを見通した上で目標設定することが大切であると考えています。目に見える成果はゆっくりかもしれませんが、違う視点からの支援を取り入れながら成長していく子どもを見て、前向きに子どもの特徴を理解していただけることが次のステップへ進む上でもとても大事なことだと考えています。

「子ども支援」と「保護者支援」をリンクさせながら進める必要があります。特にコミュニケーションと社会性に絞って考えれば、課題と対処方法を考えることは難しいことだと思います。一日を通して園児がどのような行動をし、その行動にはどのような意味があるのか支援者側からの決めつけではなく、コミュニケーションの可能性を探るような支援を続けたいと思っています。

【県ホームページ（障害政策課）】

児童発達支援センター

(<https://www.pref.gunma.jp/page/2756.html>)



【県ホームページ（障害政策課）】

指定児童発達支援事業所

(<https://www.pref.gunma.jp/page/2757.html>)



【児童発達支援に通う子のコミュニケーション】 秋松園長先生からのメッセージ

児童発達支援に通う子の多くに、コミュニケーション・社会性の難しさがあります。発語があるかないかを問わず、自分の思い、意思を伝えることが難しいと考えています。周囲の人や環境から寄せられる情報を正しく受信・理解できていない可能性もあります。それが原因で正しい行動を取れず苦しむ子もいます。

そういった状況が日常生活の中で「どういった場面で問題が生じるのか」、園児たちは「何を見ているのか」「どの距離なら話しかけられるのか」「どんなきっかけがあれば伝えられるのか」「どのようにそれを教えてあげれば良いのか」を考えながら接しています。自分にとって必要なことでも自発的に伝えることが難しい子はいます。静かに過ごさせているからと言って何も訴えがないとは言えません。生活の中で過ごしやすくなるコミュニケーションの方法を見つける、練習、獲得できると良いと思っています。

<子どもを理解するとは>

本人にしてみると重大な問題であることも、支援者は見落としてしまうかもしれません。

例えば、「サンドイッチが大好きな子が、それを目の前にしても食べられずに窓をジッと見ていました。その子は何に困っていたのでしょうか？」実は、弁当箱の片隅にあったパセリを苦にして食べられず、訴えることができなかったのです。「図工で何をやるか分からないから学校へ行けない子は、何に困っていたのでしょうか？」それは絵を描く時に何を描いたら良いかわからないから嫌だったのです。

「メロンパンのお菓子が欲しくてパニックになっていた子はどうすれば思いを伝えられたのでしょうか？」それは、電子メモパッドがあれば「メロンパンください」と伝えられたのです。

本人なりの希望、要求が受け入れてもらえない時に周囲に対する不信感が生まれてしまうと考えています。好きなサンドイッチもメロンパンのお菓子も食べられず片付けられてしまうかもしれない、描けない絵を描くために机に座っている苦痛を理解しようとする姿勢が必要だと思っています。

上手にお話ししているお子さんであっても理解できていないこと、伝えることができていないことがあるのではないかと注意深く見守り、一人の支援者だけではなく、その園児をよく知っている人が知恵を出し合って、いろいろな角度から可能性を探っていく必要があると思っています。

(2) 学齢期（小学校・中学校）

① 発達の特徴がある子どもの学校生活の不安・困り感

小学校での様子を県内のA校長先生にお聞きしました。

学校の中を毎日巡回するのですが、各教室に入ると気になる数人の児童が目飛び込みます。それは、別に暴れているわけでも授業を受けていないわけでもありません。個性ある言動をする児童や学習への困難がありそうな児童です。

学校では、ユニバーサルデザイン（多様なニーズに対応する教育）を意識した授業をしている学級もあり、個性を伸ばす支援をしています。読み書きが困難の児童に対してはルビ付きのテスト、カメラやタブレットの使用もできるようになっています。ただ、まだ先生によって、学校よっての温度差はあると思われます。



小学校には、放課後等デイサービスを利用する児童も多くいます。学校へのお迎えの時に所員さんと担任が話をしている場面をよく見かけます。このように連携ができる学校での支援も充実します。私の学校では、まだ放課後等デイサービスと個別の支援計画を共有したことはないのですが、これからは情報を共有することでよりよい支援につながると考えています。

今後、分離教育からインクルーシブ教育に移っていく中で、今学校でできることは先生方の意識改革です。みんなを同じように育てる教育から、それぞれの子の力を伸ばす教育に意識を変えることです。しかし、「みんな同じように」の殻を破るのは、学校の風土として大変難しいことです。まずは、「みんなと同じ」では苦しい子どもたちがいるということを理解してもらうことから始めていきたいですね。

② 本人の特性に配慮した学びの環境を考える

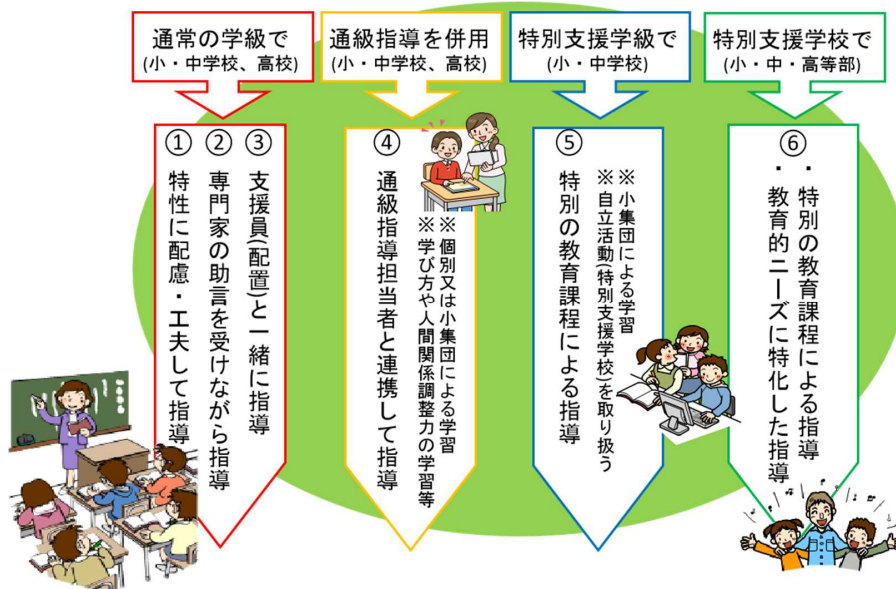
《学校におけるサポート体制》

小・中学校、高等学校、特別支援学校には、「特別支援教育コーディネーター」がいます。コーディネーターは、自校で特別な教育的支援を必要とする子どもたちの実態を把握し特別支援教育を推進する立場の先生です。外部との連絡調整も行っています。

本人や保護者の意見をお聞きしながら、本人の可能性を最大限に伸ばせるように最適な「学びの場」を選択していただきます。



コーディネーター



- 本人や保護者への対応について、A校長先生に伺いました。

私は新入学に向けた就学時健康診断や入学説明会で来校した保護者の方に、「学校に入学する前でも、今からでも心配事があったら学校に相談してください。」と話しています。

すると、保護者の方から面談や見学の依頼が来ます。市でも就学相談などがありますが、直接学校に来て学校の様子を聞くと安心してもらえます。学校としても入学してくるお子さんの様子を先に伺うことで、支援に向けての準備ができます。

面談の中で、よくあるのが早期療育支援を受けているという話です。私は、保護者の同意を得て、事業所を訪ねることもあります。相談支援センターの方と情報共有することもあります。せっかく事業所で個別の支援計画を作成しているので、それを共有できればと思っています。

最近、幼稚園や保育園でも個別の支援計画を作成してくれているので、入学時に先生方と共有することが可能になってきています。

【特別な教育的支援を必要とする幼児・児童生徒への指導】

群馬県教育委員会では、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童生徒への指導について、認定子ども園、保育所（園）・幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校をサポートする「小中学校、高等学校等サポート事業」を実施しています。

各教育事務所に配置された特別支援教育の専門相談員、各県立特別支援学校の専門アドバイザーが学校・園等からの依頼を受けて、直接訪問して先生方の相談に応じています。

《専門アドバイザーの役割》

県立特別支援学校のコーディネーターの中でも、もっぱら地域の相談支援を担当する人について「専門アドバイザー」という名称で呼んでいます。

支援対象は、地域の認定こども園、保育所・幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校等で、地域の未就学児を対象とした「親子発達教室」に参加することもあります。

各学校・園から依頼があると、専門アドバイザーは通常の学級、特別支援学級、通級指導教室を問わず、直接訪問して相談に応じています。



専門アドバイザー

- 専門アドバイザーの武井絵里子先生（渋川特別支援学校）に相談内容をお聞きしました。

【先生方からの相談内容】

- ・クラスに向けて伝えるだけでは理解が難しい子どもに対して、どのように接したらよいか。
- ・授業中おしゃべりしたり、離席したりして集中できない子どもに、どう対応したらよいか。
- ・音読が苦手な子どもに、どんな支援ができるか。
- ・文字を丁寧にバランスよく書けるようになるためには、どうしたらよいか。
- ・漢字の書き取りが苦手な子どもに、どんな練習をさせたらよいか。
- ・提出物の期限を守れるようになるには、どんな支援があるか。
- ・友達と関わるのが苦手で、一人で過ごすことが多い子どもについて、どのように理解したらよいか。
- ・場面緘黙の子どもに、どう接したらよいか。
- ・宿題に取り組む気持ちはあるが、実際には上手くできない子どもをどう理解したらよいか。
- ・一日を通して学校にいたることが難しい子どもを、どのように理解したらよいか。

■ 主な依頼の内容

- 特別な教育的支援を必要とする幼児・児童生徒の見方や接し方の助言・情報提供
- 諸検査の実施や実態把握の助言
- 特別支援教育に関する教職員研修の講師
 - 例)「発達特性と支援について」「心理検査で測れる力と支援の考え方」
 - 「授業におけるユニバーサルデザインや合理的配慮の考え方」

■ 通常学級の事例

- 担任がクラス全体に向けて話を伝えても理解が難しい子どもに対する支援の場合
- 話し手に注意が向くよう、聞き手である子どもの名前を呼んで、
「大切な話をします。姿勢を整えましょう。」と言葉をかけてから本題について話します。
- 指示されたことがわからなくなっても確認できるように、大切な話は黒板等を書いて残します。
- 話の内容がわかりにくい子どもに対しては、
個別に、その子どもがわかる言葉を使って短くシンプルに伝えます。
- 話し言葉だけではなく、絵や図、文字等を使い、「見てわかる」ようにします。

■ 通級指導教室併用の事例

- 学習面で気になる子どもに対する支援の場合
- 通常学級で読み書きに苦しさがあり、授業になかなか乗れない子どもに対しては、
その子どもに合った学びの場として通級指導教室につなぐこともあります。
- 通級による指導では力の偏りに配慮し、その子どもに合った学習の仕方を学ぶことができます。

③ 学校と福祉サービスの連携

学校では、本人にとってわかりやすい支援、上手くいっている支援の共有を目的に、放課後等デイサービス（放デイ）事業所と保護者を交えたケース会議を開いて話し合います。
また、学校の様子を放デイの担当者が見学する機会も設けています

【県ホームページ（障害政策課）】
指定放課後等デイサービス事業所
(<https://www.pref.gunma.jp/page/2758.html>)



■ NPO 法人リンケージ理事長の石川京子さんにお聞きしました。

子ども一人ひとりがもっている発達の特性を理解し、自分らしい生き方を歩む自信と成功体験を積みかさねるため、民間の福祉サービスを利用することもできます。

放課後等デイサービスや移動支援サービスでは、学校での学びのほか、自分の身の回りのことや買い物、公共交通機関の利用のしかたなどのライフスキル、人生を充実させる余暇活動、心身の健康に役立つスポーツ、気の合う友だちとの交流、何かあったときに一緒に考えてくれるスタッフなど、子どもたちを支えるサービスがそろっています。

「楽しい」「わかる」「安心」「ワクワクする」は子どもたちが前に進むエネルギーの源になります。

そのような居場所を一緒に見つけること。そこでのびのびと自分らしく過ごしていると、認めてあげること。大人ができる大切なプレゼントかもしれません。

福祉サービスの利用のしかたは市町村の窓口や相談支援事業所が無料で相談ののってくれます。

■ 石川さんが運営している「そらまめ2」についてお聞きしました。

放課後等デイサービス発達支援ルーム「そらまめ2」がもっとも大切にしていることは、「子どもたちが安心できるこころの居場所を作る支援」です。

支援によって何が変わるのか。

支援によって変えることのできるのは、「生活スタイル」。

支援によって伸ばすことができるのは、「得意なこと」。

支援によって手伝えることができるのは、「苦手なこと」。

支援によって育てることができるのは、「合意のと리카た」。

支援によって変えるのは、子どもの特性そのものではないのかもしれない。



自閉スペクトラムの特性があるからこそ、誰も気づかなかった事実を見極めることがあります。たぐいまれな観察力につながることもあります。味、香りなどほんの少しの違いに気づくのです。ADHDの特性があるからこそ、豊かな発想力と好奇心で私たちを驚かせ、楽しませてくれるのです。誰よりもフットワークよく、頼まれごとにとりかかってくれるのです。

LDの特性があるからこそ、勉強とは違う人生の価値観を私たちに教えてくれるのです。

特性は治すものでも、変えるものでもなく、発達の多様性として敬意を払うべき個性と考えています。

そのため、私たちが目の前にいるこの子はどんな子だろうと理解したいときに、

自分自身に問いかけることにはこんなことがあります。

この子が興味を持っていることは何だろう。

この子がやっていると楽しいと感じることは何だろう。

この子が叶えたい願いは何だろう。

この子が得意としていること、才能、特技は何だろう。

この子が自信を持っていることは何だろう。

この子といっしょにやると楽しめる活動は何だろう。

この子にとって大切な価値は何だろう。



「そらまめ2」では子どもたちがお話しの中で、「〇〇が大事なんだ」「〇〇したいんだ」など、人としての強さや新しい可能性の言葉が発せられることがあります。

一方で人とかかわりの中でこころにケガをしている子どもたちもいます。

自分のことを好きでいたり、けがをしたところにちゃんとかさぶたができるよう

お手伝いをしたいと思っています。



《放課後等デイサービス》

支援を必要とする障害のある・発達特性のある子どもの福祉サービスで、6歳から18歳までの就学児童（小学生、中学生、高校生）が通うことができます。

児童発達管理責任者が作成する個別支援計画に基づいて、自立支援と日常生活の充実のための活動などを行っています。

利用できる対象者は、原則として身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などを所持する児童、発達の特性について医師の診断書がある児童です。